

3.7 ゴミ収集運搬業務事業の取扱い

- (1) ごみ収集回数及び収集方法等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) し尿等の収集運搬については、現行どおり新市に引き継ぐ。

3.8 環境対策事業の取扱い

- (1) 阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進める。
- (2) 自然環境や景観を守るための統一したルールとして、合併時に自然環境保全のための条例を阿蘇町の例により制定する。

3.9 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 農道・林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。農道・林道台帳は合併までに作成するよう調整する。
- (2) 農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理・運営については新市において調整する。
- (3) 農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画書に基づき調整する。農業振興地域整備協議会は、新市において新たに設置する。
- (4) 中山間地域等直接支払制度は、新市において引き続き実施するものとし、基本方針については、国の動向を踏まえ新市において作成する。
地域農業マスタープランは、新市において調整し、速やかに新市のマスタープランを作成するものとする。他の各種計画書も同様とする。
- (5) 生産調整対策（転作）事業については、国の制度改正を踏まえ調整し、引き続き実施する。生産調整推進協議会は、新市において新たに設置する。生産調整基本計画は、新市において新たに作成する。生産調整や生産調整単独助成事業については、新市において調整する。
- (6) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。
促進体制（組織等）については、新市において新たに設置するものとする。
- (7) 林務関連事業は、新市において調整し引き続き実施する。林業整備計画については新市において調整し、新たに作成する。有害鳥獣駆除関係は、新市において調整する。緑の少年団育成事業については新市において統合し、引き続き実施す